



5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4

720
6981
5

亞墨利加國條約並稅則

亞墨利加合衆國大統領



帝國大日本大君と亞墨利加合衆國大統領と親
睦の意を堅く一貫永續せしむためアリ友國の
人民貿易を通じる事と定置し其文陳付厚かう
ん事欲するに熟親及び貿易の條約を
取締る事代支一日本大君ハ其事代井上信濃守
岩瀬肥後守小令一合衆國大統領ハ日本に夷誠
する亞墨利加合衆國ハコンシユルセ子ラール官
名

ア一

トウンセントハリス人名ふ命ー双方委任代書
照應して下文の條ノ合議空定に

第一條

向後日本大君と亞墨利加合衆國とせく親睦ある

廻一

日本政府ハ華盛頓ノ居留する政事に預る役人
又合衆國の各港の内ノ居留する諸取締役
人及び貿易代をもつ役人と日本ノ其政事に
預る役人及び預立する取締の役人を合衆國に到
着の日より其國の部内代旅行すべし

合衆國の大統領ハ江戸小居留するデプロマチーキア
ケント官代紀ノ又は約書に載スる亞墨利加人民

貿易のうち開きする日本の各港の内ノ居留を
るコンシユル官又はコンシユライルアゲント官等代紀

モベー其日本に居留モリデプロマチーキアゲント
矣にコンシユルセラールも職勢代りト時より日本
國の部内を旅行モリ免許アリベー

第二條

日本國と歐羅巴中のある國との間小若障り起る
時ハ日本政府の囑に應テ合衆國の大統領和親の
媒とありて扱ふ庵一

合衆國の軍艦大洋にて行遇つる日本船一公平あ
る友睦の取扱いハシラグ一且亞墨利加コンシユル
の居面モリ港に日本船の入る事アライハ其各國の
規定ムヨリテ友睦の取扱いハシラグ一

第三條

下田箱館の港の外次ムヨリ所の場所代りモ船限
よう開く庵一

神奈川 午二月より九十五月の後より

西洋紀元一千八百十九年
七月四日

長崎 日記

西洋紀元一千八百六十年
一月一日

新潟 日記元二十ヶ月の後より

西洋紀元一千八百六十年
一月一日

兵庫 日記元五十六ヶ月の後より

西洋紀元一千八百六十年
一月一日

若新潟港河開き難き事あらハ其代りとて

日新而後小於て一港外別小機アベー

神奈川港河開く後六ヶ月よりて下田港ハ須モギ

ヒ差條の内小載する各地ハ亞墨利加人に居面を
許モベ一居面の者ハ一箇の地を價を出シテ借り
又其所小建物ハれハ是と買ふ事粉あく且住宅倉
庫と建る事とも許すべくとソトモおきと建ル
託シテ要害の場所と取建る事ハ改シテ倉庫アリ
け徒と堅くせんアリ其建物を新築改造候補る
とある事何くん時より日本役人是と見ゆむる事

商船する處ト

ナロ

亞墨利加人建物のと多ふ借り海リ一巻の場所等
小港の定則ハ各港の役人と亞墨利加コンシユル
ト議定モベ一若議定未だとき時ハ其事件を日本
政府と亞墨利加チアロマチーキアゲントふ示して
支置セムベ一其居留場の周圍ふ門牆を設ケ
出入自在モモベ一

江戸 午二月より元四十四年月の後より

千八百六十二年
一月一日

大坂 四月十九日六月の後より

千八百六十三年
一月一日

右ニテ所ハ亞墨利加人只高賣と為て間少のと違
ぬもる事と得ベ一はあ所の町みちいて亞墨利加
人建家と價と以て借り居き相尚ある一區の場所
無小散失すべき總程ハ退て日本役人と亞墨利加
のヂアロマチーキアケントと從判モベ一

双方の國人不拘と賣買する事無て障りなく其拂
方等に貿てハ日本役人是に主合ハシ諸日本人亞
墨利加人より得ラルふと賣買一式ハ所持する俱
小妨なし

軍用の諸物ハ日本役所の外一賣ベシニモ外國人
互の取引ハ禁擣ある事なしハケ條ハ條約を書ル
督せ海の上ハ日本國內一ふれ可ヒベ

米等よ處ハ日本逗留の亞墨利加人_英ヨ船_ノ系組
うる者及び船上旅客食料の為の用意ハよムとも
積荷として輸出する事と許さレ

日本產毛_リ所の桐脂_ヲあれば日本役所にて其時
公けの入れを以て拂ひ渡_スレ
在局の亞墨利加人日本の賤民を雇ひ且諸用事に
充る事と许さレ

第四條

總て國地より輸入輸出の所く別冊の通日本役所へ
運上と納むべし

日本の運上所にて荷主ヤ立の價を好ありと奉る
る時ハ運上役より相當の價と付其荷物と買入る
事と從にベテ荷主モ一是と否む時ハ運上所より
付する價は從て運上と納むべし業免モる時ハ其

價を以て直に買上べし

合衆國海軍用意の所神奈川長崎箱館の内に陸揚
一庫内よりもて亞墨利加番人守護もるものと運
上げ沙汰に及ちに若其所と賣拂ふ時ハ買入る人
より規定の運上と日本役所へ納むべし阿片の輸
入嚴禁より若亞墨利加高松三行以上と持渡らひ
其重量の所へ日本役人あき取取り上べし

輸入の荷物定例の運上納海の上ハ日本人より國
中に輸送をとも別々運上と取立る事ナシ亞墨利
加人輸入する荷物ハ何條約も定めナリより船会
の運上と納る事ナシ又日本船及び他國の商船ふ
て外國より輸入セリ同一荷物の運上言と同様
る也

第六條

外國の諸貨幣ハ日本貨幣同種類の同量を以て通
用モベ一金ハ金銀ハ銀と量目シ
以て比較する所ノ

双方の國人互に物價を償ふ日本と外國との貨
幣共用モ妨ナシ

日本人外國の貨幣に慣なれバ開港の後凡一年
の間各港の役所より日本の貨幣を以て亞墨利加
人引次方引留渡モベ向後繕替のうち手刻を出

すに及ばぬ日本諸貨幣ハ
銅銭を除く輸出する事を得
番外國の金銀ハ貨幣も鑄るも被さるも輸出
べ

第六條

日本人小討ト法を犯せる亞墨利加人ハ亞墨利加
コンシユル裁所にて吟味の上亞墨利加は法度を
次て罰せベア墨利加人一討ト法を犯しする日

本人ハ日本役人札の上日本の法度を以て罚すト
日本在洋不亞墨利加コンシユル裁所ハ双方商人
逋債等の事とも公け小取扱ふべ

前て條約中の規定并小別冊記せら所の法則と
犯毛にあつてハコンシユル中違ト取上品安よモ
科ハ日本役人一渡モベ

支那の役人ハ双方商民取引の事にてえ捕ふ事

五〇

第七條

日本開港の場所小かみて亞墨利加人専門の親程
左の如く

神奈川

六々川筋と限り其他ハ各方一五十里

箱館

各方一五十里

兵庫

京阪と距る事十里的地ハ亞墨利加人之入する者ニ付基方無を
除き各方一十里且兵庫ニ有る船主の業組人ハ権名川より
海灣迄の川筋と城へトシ

故て里數ハ各港の本河所又ハ渦用所より陸路の

程度より一里ハ亞墨利加のニ千三百七十八ヤードト

日本十九三十三町に十八尺五寸五分ニ滿

長崎其周圍にある洋料所を限り

新鴻ハ治定の上境界決定むべし

亞墨利加人童立テ惡事ありて裁ひと詫又ハ不
身持小て再び裁許にませんきし老ハ居間の場所

より一里外に出べくシ其者等ハ日本本河所より

國地退去の條と其地在處の亞墨利加コンシユルニ違
モベー
其者とも諸引合等を以所共にコンシユル孔滅れ上
退去の期限は縁の経ハコンシユルよりヤ立に依て相
叶ふべーを其期限ハ變リテ一年と歟

第八條

日本にある亞墨利加人自ら其國の宗法を怠リ

拜堂と居間場の内は置も障り無く又は其建物と
破壊一亞墨利加人宗法と自ら念むる所妨る事
亞墨利加人日本人の堂宮と毀傷する事無く又及
して日本神佛の礼拝を妨げ神佛像并毀る事
あざふれ

双方の人民互に宗旨よりての争論あづく日
本長崎役所において踏繪の仕來りハ既小廢せり

第九條

亞墨利加コンシユルの船小張て放て出奔人等を裁
許の場より逃去一者を石捕又ハコンシユル捕一置
る罷人と獄ノ繫く奉はズベ一旦陸地英に船中に
あり亞墨利加人等不法と戒め規則と遵守セム
るうるにコンシユルヤ立次才助カモズベ右等の諸入
費等小取ニ依て日本の獄ノ繫きテる者の雜費ハ
致て亞墨利加コンシユルより償ふベ一

第十條

日本政府合衆國より軍艦蒸氣船帆船漁船大炮
軍用器具等兵器の數其他要需の諸物を買入れ又
ハ製作と他一或ハ其國の學者海陸軍法の士諸科
の職人等又船夫と雇ふ事乞の候スベ一
致て日本政府注文の諸物又合衆國より輸送ト

雇入る亞墨利加人ハ爰々多く本國より差遣タ
合衆國親交の國と日本國万一戰争あり間ハ軍中
制禁のあく合衆國より輸出せん且武事を扱フニ
ハ差遣シテナベ

第十一條

は條約ノ添テ高法の別冊ハ本書同様双方の民
民互小遵守す

第十二條

安政元年寅三月三日

即千八百五十四年三月三十日

神奈川よかれて

取替シテる條約の中は條約ノ翻譯もる廉ハ取用
ゐに同四年己丑月廿六日

即千八百五十七年六月十七日ト因ムおいて
取替シテる約書ハ條約中ハ患せるゝ依りて取

換ベト
日本貴友又ハ委任の役人と日本に來れる合衆國

のデプロマチーキアケントとけ條約の規則等と別冊
此條と全條せしむるため小要を之き前の規律等
改訂と遙くべ一

第十三條

ハ八百七十二年七月四日止

今より凡百七十二月の後即千八百七十二年七月四日止ある

双方政府の
存意と以てあ國の内より至ヶ年最初より通達一ヶ條
約等は神奈川條約の内存一ヶ年くヶ條及び書面
添うる別冊ともに双方委任の役人實驗の上改訂
セモ一ヶ補ひ或へ改る事を得べ一

第十四條

右條約の趣ハ来る來年六月五日即千八百五十九年七月四日

耽約ハベ一ヶ日限或ハ其以前までも如合次第不
日本政府より使節と以て亞墨利加華盛頓府おも
つて本書を取締もべ一若無附筆子細ありては期

浪中奉書取替ノ海にとも條約の飯ハ期限より
執行スベ

本條約ハ日本よりハ大君の済名と奥下と署ト
高官の者名を記ト下と御して能ト一合衆國より
ハ大統領自ら名を記トセテターリスフハシスタート
官ともに自ら名を記ト合衆國の下と終して能ト
モト一を日本倍英浩蘭語にて本書写ともに回通
と書ト其序文ハ何きも同義ありとツトモ蘭語
序文を以て能據と云ハベトは取極のうち安政五
年六月十九日即千八百五十八年亞墨利加
合瓦國獨立の八十三年七月廿九日江戸府
おひそて前記載するあ國の役人等名を記ト御下
きるもの也

牛上信濃守

元押

岩瀬肥後守

四

やまとがくらうだるのち名
はれゆきの國の事人被給の者
半身病氣古里かくりの八十一年正月
十七日立十八年正月
新文書の事人被給の者を
主事一員取次に付ける事

税則

日本開きする港にふるて亞墨利加高民貿易
の章程

第一則

日本開港の場所、亞墨利加商社入津次第二十四
時中亞墨利加の四十八時
但日曜日を除く、小艇司又ハ設立する者より日本
役所、亞墨利加コンシユルの請取の書付とあわびて
は請取書ハ亞墨利加國の控通總する船員織其

外の書類と亞墨利加コンシユルへ領けたる傳取
書あり

其者とも其船の秀出書が出てべー

日本右ハ入津の船の名其船の仕事一場の湊の名
順數船司或ハ改立する者の名案來る旅人の名
系組五ノモ一船の案組人數併總するものにして
改入る

書面の通相遠き旨を船司或ハ改立する者

奥書いテ一往據としてあ人の名前を總入する
ものあり

同時小其船積荷の告書と後所小領くべ

右の其荷物の運牒每小番付因其人目印教等
たまび送狀小總一通と寫し荷物引付先の人々の
名と記せるものあり

船中用意の不の用語も告書一加ふべー

但船中用意の不も書面の通相遠きと船司
又ハ改正するもの與書一其名前並記シテ

け若書の文面相遠の廉日午十二時アキリカ二十四時
但日曜日を除く

中にん改改めにおいてハニ科の沙汰に及ハシ若
其期限後より書改る又ハ若書に書入れまる
においてハ十五ドルラルのニ科と日本役所は納むト
積高也同様若書中ニ載さるふが陸揚までにわ
いてハ其ふ二重の運上料日本役所は納むベー
船司改ハ改正するもの入港の手數納方並書の改
限ハ後ヨ時ニニ科として一日急る毎ニ六十ド
ルラルのニ科と日本役所は納むベー

日本政府より其港内入津の船軍艦及小運上方
改の役人案組ます候尚候うべー

第二則

某組のものともハ右役人ニ對一不殺を丁寧に
取扱いテ船中て旅支相尚の用役をみなしベ一
夜中ハ日本役所より許をくして荷卸をぐるべ
為揚前取一出入荷物仕務並戸口メリロとも夜中
ハ日本役人従ヒ卸シ或ハ下封ヒ吏この五締並み
一金ベ一美一許一もく是と同シ又ハ短下封と被
りふねと引出等のものハ其犯せり人ヒトニ六十ドル

ラルの三科と日本役所ニ取立ベ一

日本役所一當前の先生書ヒ出さシテ荷卸ヒ
或ハ其事ヒ謀キルふくハ次の七條ヒ定ム通ル
一日本役所ニ取上ベ一

焉物の中積荷目録ヒ載スルふくヒ取扱ヒ並收納
ヒ減セんヒ仕組ヒ者ヒ其ルヒ日本役所ニ上ベ一
日本の開港する港にて密賣買ヒあす勿論ヒ仕

組有く亞墨利加船ハ其船を日本役所小坂上の上
犯せり。あとにドルラルの三料と納むべー
候後のもと入津の船ノハ運上多く積荷と陸揚
日本役所一頓三ドリとツモ税浦作事無く番
人等の諸入用ハ相尚の償と出ハベー

若其荷物の内と賣拂ふ時ハ其荷物丈ハ規定の通
日本役所より運上と納むべー

積荷と同港内の他船一移に時ハ日本役人見ふの上
車情明白小相手り免狀を請る上ハ定の運上あり
阿片の輸入處禁うる者多く密商し又其事と謀る
車ハ阿片一斤ニトニ十五ドルラルの三料と日本役
所ヲ納むべー其組合の人數の多び可拘りもけ法
を以てまぐ

第三則

品物と送る為又ハ引徒先の者より入津の為ね
と陸揚せんとする者に其積荷の支出書と日本役
所よりハベ一

は書面ハ荷主又ハ引請人の名前積送する船
の名荷物の檣牒番付其積荷の行數石高每
不の代料と總て支拂ひ其書付のまに總む一

都てけ先出書付ハ摘要又引徒人總ての價値を
セヤ立る書面みて日本役所の規定これより強
一秀れらき徴據として総て名前と記まべ一
右く通積荷目録先出等の書類日本役所より右
書付引合せ積荷用意不等取扱い迄はふあとも日
本役所の就りハベ一

日本役人右く通先出する荷物の内或は摘要と定
式の通改むべ一

若運上役所より上け改る事ある時ハ輸入人の失
費相掛にて成丈不物の損せざる核より改済の
上モ素のふく取始末モベ一も五箇方格并時日を
費さざるべ一

焉主或ハ輸入人名持受の不改済役所より引渡
さざる以前輸入の途中日を役所へ戻出さざる以^{日を役所へ戻出さざる}前の事と云破壊損傷

の如くん附くときハ商人より其後運上役所小ヤ
立其不取扱山穀業の廉潔あるもの商人以上出會
直組りさせ其商物うとに換一もと並割より
其謄牒番敷ともに徴書に相應邊べ一も日本役人
立合にて直組人等名を記モベ一右の徴札兼持
系の支出手書一添葱言の内を引落モベ一も條約
才四ヶ條の取極の通運上役所みて取扱之事故
障あくまじ

諸運上納海の渡運上役所より陸揚不若既免許
状と渡毛べ一不物渡方へ運上役所ふても船中に
ても其者の取引往來べ一

輸出に極りする荷物の船小輪送毛る前度小運上
役所、船名焉れの傳牒番付入等引數量同性合
無て代料と記せらる出書付を出一書面の通御備
ふきはと輸出人等證據とて其名前河認むべ一

運上役所へ差出一以前船中一積込る荷物無く
運上役所へ毛お一海の上禁制の品と竊小荷積の
内入有い政の上日本役所へ取上べ一

船中専用く又は繫組旅客の専用衣類等へ運
上役所へ差出さるべ一

第四則

出港手数と船へ船へ日本十二時

アキリ加二十四時

船手運上

役所へヤ立ベ一は期役中に右モ數達レセキル船
取扱フハ勿論ラズベ一右モ數度止事あハ日本
役人ヨリ船司又ハ改立ト者莫ニ其船名の取引
人等ノ其役ヤ渡一亞墨利加コンシユルミヤ遊ニベ一
合衆國の軍艦ハ入港出港運上船のモ數ミ及ハモ
運上役人等ニ番兵等モ構ハ事ナ一

一日少々二一日本に上陸モル旅客莫ニアノ外ハ
告書モ出一書面のモ數ナ一トソとも何ケ度
小ても入港の度ニトニ出港入港のモ數ヒシヒテ
薪水食料等用意のモ入港の躉漁船或ハ雜船ハ
其積荷の告書を出さレトソとも若其積荷を賣
拂ソと取ヨトモキヒ才一則の通宣或輸入のモ數ミ
いヒテベ一税則莫ニ條約書中に船と當づるものハ

シキツ・バルク・ブリッキスクイ・子ルスルーブ・蒸氣船等と總てつあり

第五則

日本運上役所の規則不遠ひする傷害出一
積荷因縁と出一爰々總書に名前と記せ。其へ
其犯をもとに百二十ドルラルの之料と日本役所が
納むべー

第六則

噸税の日本開港の場所よもよて亞墨利加高船よ
り取立をとつともを規定の通其他くの運上
役所が納むべー

支船の入港手數料

十五ドルラル

支船の出港手數料

七ドルラル

支の免狀料

二ドルラル

場所を健固候

壹ドルラル

其外の各書

壹ドルラル

第七則

熟て日本開港の場所に陸揚するわふまでを運
上目添は後ひ其地の運上役所に租税を納むべし

第一類

貨幣に造りする金銀を造りさる金銀専用

の衣服

家賊を高賣のうちせざる書藉

何れも日本居留のあ来る者の所持の不

可限ス

右々下くハ運上ム

第二類

凡て船の造立綱具修復或は船裝のうち用ゆる

アマ鯨漁具の類

塙漬食物の諸類

パン等ヨハシの粉

生トテクモ歎類

石炭

家と造るゝもの竹木糸綱蒸氣の器械

トタン乾燥生絲

右アマヒムホの運上を納むべ

第三類

剗て蒸溜或ハ礪ト種々の製法小て造りテ

一切の酒類

右ハニ割八分の運上を納むべ

第四類

ルテ茶條ニ卷テアマハ何ニ申シニ武割の

運上並納むべー全銀貨幣兼て棹網の外
日本產の物積荷として輸出する時ハ又
の運上と納むべー

右ハ神奈川開港後又年々割り日本役人より
徴利次第入港出港の税則を再継せべー

安政六年己未六月

芝井少佐

國田屋加七

日本橋通御町目

須原屋屋敷

馬喰町御町目

萬屋屋敷

日本橋通御町目

須原屋屋敷

日本橋通御町目

山城屋佐三郎

桜山町三丁目

和泉屋金右衛門

芝宇田川町

和泉屋吉三郎

下谷池之端仲町

岡村屋庄助

本石町十軒店

橋磨屋勝之介

浪京茅町鉄丁目

須永屋伊八

安政六年正月

